

健康・長寿推進に関する連携協定書

西宮市（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社 阪神支社（以下「乙」という。）は、健康・長寿推進に向けた取組を協働で進めることについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、及び協力して、健康・長寿推進に向けた取組を協働で進めることにより、がん検診率の向上や熱中症予防啓発をはじめ、健康・長寿推進に資する住民意識の改善・伸長を目的とする。

（協働事業）

第2条 甲及び乙は、住民に対して健康・長寿推進を勧奨するため、次に掲げる事業を協働して実施するものとし、その具体的な方法は、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) がん検診の普及啓発に係るリーフレット等の配布
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認める事業

（個人情報の保護）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報を第三者に漏えい又は前条の事業の利用目的以外の目的のために利用してはならない。本協定の有効期間終了後又は解除後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、本協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれからも異議の申出がないときは、本協定書は当該有効期間満了の日の翌日から起算して、同一内容にて更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義等）

第6条 本協定に定めない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

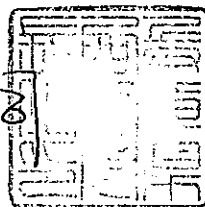
本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

平成29年1月11日

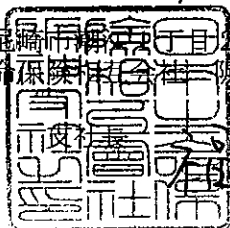
甲 兵庫県西宮市六湛寺町 10-3
西宮市

西宮市長

▲▲▲▲▲



乙 兵庫県尼崎市南大倉2番6号
日本生命保険相互会社 阪神支社



田義孝

